



移住者、亡命希望者、難民の扱いについてのステートメント Statement on the Treatment of Migrants, Asylum Seekers and Refugees

常に差別なく近隣の人々誰に対しても深い愛情をもって接することを使命にしているカロンデレットの聖ヨセフの姉妹達は、移住者、亡命希望者、そして難民の人権を尊重し守ることに努めます。唱道・主張や様々な活動を通して実行しています。非常に複雑な現代の世の中において、人々や政府に影響を及ぼしている連動システムの問題に対する理解を深めていく決意です。複雑な状況の中においても、亡命を希望するということは人権であるという真理を私たちは認め、兄弟姉妹である移住者たちに対し尊厳と敬意をもって接する必要があります。

世界中どこにおいても移住者、亡命希望者、そして難民は人種差別を受けています。正当で人道的な移民政策を最優先することを各国に強く要請します。組織的なレベル、そして個人個人の回心において、これらの問題に介入することを要求します。移住者、亡命希望者、難民等の法的プロセスや再定住の援助をする人たちは、適切な教育や文化的感受性のトレーニングを受けると非常に役立ちます。入国管理局の事務官の対応法は以前よりは改善されましたが、人身売買等の被害者を見分ける方法を更に改善する必要があります。移住者、亡命希望者や難民が人種差別に遭った時の法的保護を確保してあげることが必要です。

私たちが使徒職を努めている国一チリ、日本、ペルー、米国一は皆「1967年の難民の地位に関する議定書」という国連の国際条約に署名しています。この議定書は国際的に承認された法的かつ人道的基準に従って亡命希望者や難問を下記の通り扱うことを約束したものです：

- 迫害を受ける恐れのある地域へは難民を送らないこと
- 難民に、雇用、教育や社会保障を含む、法的地位を確保してあげること
- 難民がパスポートやビザを所持せずに入国しても処罰しないこと

私たちは国連と各国の政府にこの議定書に基づいた義務を果たすことを要請します。私たちは420万人の保護や亡命を求めている人々の援助・協力に対する国際協力を主張・唱道し続けます。

これを成し遂げるには：

- 難民が亡命の手続きをし、難民の要求や苦情を公正に取り扱い、再定住の援助をし、食糧、教育、ヘルスケア等の基本的なものを提供できるような安定した資金が十分ある難民保護システムを設けること。
- 家族が離れ離れにならないようそれぞれの政府が保証すること。
- 親や同伴者のいない子供達の受けたトラウマと彼らの特別なニーズに思いやりをもって対応すること。
- 司法審査のない場合は抑留期間を短くし、仮放免のオプションを設けること。
- 永住権、或いは市民権取得への経路を確率してあげること。

私たちの多くの仲間は、私たちの国に住む難民、亡命者、移住者に緊急支援や長期支援を提供し、サポートし続けています。私たちがより知識を深め、奉仕を提供している人々との触れ合いを通して様々なことを学びながら、その学んだことを地域社会と分かち合い、より多くの人々に私たちの唱道と活動に協力してもらうよう努めています。